#### 可覧

# ブロック塀等の除却・建替えの





# 費肥を助成します

地震時のブロック塀等の倒壊による被害の防止と避難経路の確保を目的に、 道路等に面する危険なブロック塀等を改善するための助成制度です

### 1 対象となるブロック塀等

- 道路等(※1)に面し、個人等(※2)が所有するもの
- 道路等の地盤面からの高さが80cmを超えるブロック塀等 (※3)
   で、地震時に倒壊の危険性 (※4) があるもの
- ※1 道路等:建築基準法の道路又は公園・遊歩道などで市長が認めるもの
- ※2 個人等:個人、マンションの管理組合、通学路に面する法人
- ※3 ブロック塀等: コンクリートブロック塀 (無筋を含む) 石積塀、レンガ積塀、万年塀
- ※4 倒壊の危険性:以下の項目に1つでも該当
  - 1) 塀の高さが2.2m超え 2) 塀の厚さが十分でない 3) 控え壁がない
  - 4) 基礎がない 5) 塀に傾きひび割れがある 6) 鉄筋が入っていない 7) 人の力でぐらつく

# 道路側から見た 高さが 80cm 超え ブロック塀等 (道路等に面するもののみ) 万年塀 道路等

### 2 助成金を受けられる方

- 対象となるブロック塀等が設置されている土地または建築物を所有する個人 (マンションの管理組合、自治会を含む)
- 通学路に面する対象となるブロック塀等が設置されている土地または建築物を所有する法人 (資本金または出資金の額が3億円以下かつ従業員が300人以下)

# 3 助成金の対象となる工事

#### 【除却工事】

道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さを80cm以下の高さに除却する工事(基礎まで解体する場合を含む)

#### 【建替え工事】

アルミフェンス等の軽量フェンスを新設する工事で、除却工事を伴うもの

## 4 助成金の額(上限30万円)

- 次の(1)及び(2)により算出した金額の低い方(限度額30万円、千円未満は切捨て)
  - (1) 「除却工事」又は「除却工事+建替え工事」に要した金額の3分の2
  - (2) 下記の表に示す対象工事ごとの施工単価により算出した金額の3分の2

助 成 対 象 項 目		施工単価 (税抜)
除却工事 (除却部分の見付け面積 1 平方メートル当たり)	基礎撤去無	7,600 円
	基礎撤去有	11,700 円
建替え工事 (フェンス等の設置長さ1メートル当たり)	基礎再利用	26,700 円
	基 礎 新 設	36,400 円

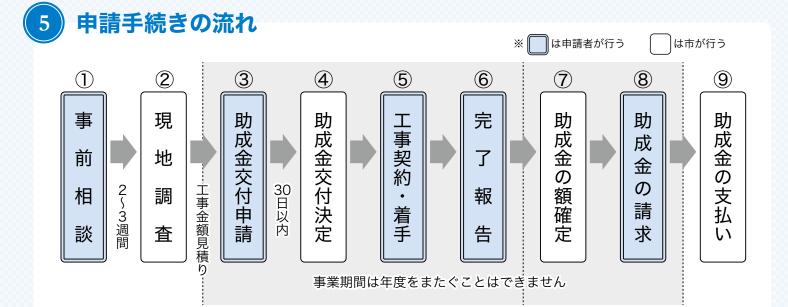


手続きの流れ

問い合わせ

については

裏面をご覧ください



# 6 事前相談と現地調査

- 助成金の申請にあたっては、以下の事項を確認するために、<u>必ず事前相談をお願いいたします</u>(事前相談申込書や様式はホームページよりダウンロードできます)
  - ・対象のブロック塀等及び助成金の申請者が交付要件を満たしているか。
  - ・ブロック塀等が所在する現地の状況確認(立ち会いをお願いします)。
- 詳しくは、各建設事務所 建築指導課へお問い合わせください

【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】

4/1から

**北部建設事務所 建築指導課** TEL 048-646-3235 FAX 048-646-3268 【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】

2/末日まで

**南部建設事務所 建築指導課** TEL 048-840-6236 FAX 048-840-6267

3/23まで

【ホームページ】https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p063311.html



昭和56年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅に、さいたま市が無料で耐震診断員を派遣します!

#### 【対象建築物】

- ① 昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築されている。
- ② 2階建て以下の一戸建ての住宅である。
- ③ 在来軸組工法で建てられた木造の住宅である。
- ④ 過去にさいたま市が実施する耐震診断助成制度等を利用していない。

#### 【問合せ先・申請書の郵送先】

さいたま市 建設局 建築部 建築総務課 企画係 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

TEL 048-829-1539 FAX 048-829-1982

【ホームページ】https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p008395.html





この案内は40,100部作成し、1部あたりの印刷経費は3.74円です。